

## 平成 27 年度東京都税制調査会答申(案)の概要

### I 税制改革の視点と方向性

#### 1 地方自治を支える分権改革

- 地方自治体が自主・自立的に行財政運営を推進していくため、総体として地方財源を拡充する分権改革を進める必要

#### 2 税制改革の視点

- 社会構造の大きな変化に対応し、少子・高齢、人口減少社会にふさわしい税制について検討すべき
- 都市と地方が共存共栄の関係を構築し、それぞれの特性を発揮しつつ、我が国全体の活力を高めていくことが重要
- 行政サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得て、負担の適正化を図ることが不可欠

#### 3 税制改革の方向性

- 所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランスよく課税。所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせた税体系の構築が必要
- 地方税の充実、とりわけ地方消費税の割合を高めるよう求めることが重要

### II 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

#### 1 法人事業税及び法人住民税

- 地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に応じた負担を求めることが必要

## 2 税源の偏在是正

- 東京は、首都機能を担うとともに人口・企業が集中し、大都市として様々な課題を抱えている。少子・高齢化対策、治安対策、インフラ整備など膨大な財政需要を抱えていることを考慮すべき
- 過去に類を見ない速さで進行する東京の高齢化に適切に対応するためには、福祉インフラの整備のみならず、在宅医療・在宅介護サービスの確保も不可欠。社会保障関係の財政需要は、将来にわたって拡大し続けていくことが予想される
- 地方法人特別税・同譲与税及び地方法人税は、受益に応じた負担という地方税の原則に反しており、地方分権に逆行する。速やかに撤廃し、地方税として復元すべき
- 不合理な偏在是正措置は、限られた税収を奪い合う地方間の水平調整に過ぎず、地方税収全体のパイの拡大にはつながらない
- 地方法人税の創設により、都は地方消費税率の引上げによる増収額を都民の社会保障施策に充てることができず、他の地方自治体と歩調を合わせることはできない

## 3 分割基準のあり方

- 分割基準は、複数の地方自治体で事業活動を行う法人の課税権を正しく帰属させる基準。事業活動規模を的確に表す指標であるべき
- 法人の事業活動規模を最もよく表す指標は付加価値。人件費の付加価値に占める割合は約7割  
また、域外からの通勤者も行政サービスを享受するという面もある。従業者数は人件費の代替指標であり簡便な基準としてふさわしい
- これまで数次にわたり大都市に不利益な見直しが行われてきたが、分割基準を財政調整の手段としてはならない

## 4 企業版「ふるさと納税」

- 企業版「ふるさと納税」は、受益に応じた負担という地方税の原則に反するもの

### Ⅲ 地方税財政における諸課題

#### 1 法人実効税率のあり方

- 法人実効税率の引下げだけで企業誘致は困難。人材確保や規制緩和がより重要。法人実効税率の引下げの影響については、国の責任で対応すべき

#### 2 法人事業税の外形標準課税

- 外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するものであり、景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与

#### 3 個人所得課税における控除のあり方

- 所得税について、所得控除を見直し税額控除としていくことは、逆進性の緩和につながるものであり、積極的に検討する必要

#### 4 地方財政調整の意義と地方交付税

- 地方税を補完するものとして、地方交付税制度の持つ財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要

#### 5 重要な政策課題への対応

- 地方自治体が、直面する政策課題に積極的に取り組むため、政策支援税制の活用も有効
- 地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化に積極的に取り組むことが課題。都は積極的に貢献すべき